筑西広域市町村圏事務組合
一般廃棄物処理基本計画等策定業務
委託仕様書

令和６年

筑西広域市町村圏事務組合

目　　次

第１編　共通仕様書 1

第１章　総則 1

第２章　一般事項 3

第２編　特記仕様書 5

第１章　長期廃棄物処理方針の検討 5

第２章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定 7

第３章　一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の策定 10

第４章　循環型社会形成推進地域計画の策定 13

第１編　共通仕様書

第１章　総則

本仕様書は、筑西広域市町村圏事務組合（以下「甲」という）が発注する「筑西広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理基本計画等策定業務」に適用する。

１．業務の名称

筑西広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理基本計画等策定業務

２．業務の目的

甲は、平成 30 年 2 月に生活排水処理基本計画を策定し、平成 31 年 3 月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定している。甲は、これら策定した計画も踏まえて、甲が所有する廃棄物処理施設の基幹的改良工事を実施してきた。

一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画（以下「本計画」という）は、これらの状況を踏まえつつ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第６条第１項」に基づき、内容の見直しを図り新たな計画を策定するものである。

また、甲では、一般廃棄物処理基本計画の策定に合わせて、今後の長期的な廃棄物処理の方針を定める必要があるため、甲において想定される施設整備の手法等を検討し、長期廃棄物処理方針を設定するものである。

上記に加えて、今後必要となる施設整備に向けた各種事業を環境省の交付金対象事業として位置づけるため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」等に基づき、計画期間を迎える循環型社会形成推進地域計画の改訂をするものである。

３．調査及び履行場所

筑西広域市町村圏事務組合（構成団体：結城市、筑西市、桜川市）の全域

４．委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

【令和 6 年度から令和 7 年度までの 2 か年の継続事業】

【令和 6 年度限度額：10,703,000 円(税込) 令和 7 年度限度額：11，000，000 円(税込)】

５．業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 筑西広域市町村圏事務組合長期廃棄物処理方針の検討

(2) 筑西広域市町村圏事務組合一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画の策定

(3) 循環型社会形成推進地域計画の策定

６．仕様書の適用

本業務は、本仕様書（共通仕様書及び特記仕様書）に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、甲と協議の上これを

定めるものとする。

７．成果品

成果品については、以下のとおりとする

（令和６年度）

(1) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（組合）	Ａ４判製本	10 部
(2) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（各市５部）	Ａ４判製本	10 部
(3) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（概要版）	Ａ４判製本	10 部
(4) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画（概要版）（各市５部）	Ａ４判製本	10 部
(5) 循環型社会形成推進地域計画	Ａ４判ファイル綴じ	20 部
(6) 上記の電子データ	(CD-R)	一式

（令和７年度）

(7) 長期廃棄物処理方針検討報告書	Ａ４判製本	5 部
(8) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（組合）	Ａ４判製本	10 部
(9) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（各市 10 部）	Ａ４版製本	30 部
(10) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要版）	Ａ４判製本	10 部
(11) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（概要版）（各市 10 部）	Ａ４版製本	30 部
(12) 上記の電子データ	(CD-R)	一式

第２章　一般事項

１．業務管理

(1) 受託者（以下「乙」という）は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する管理技術者（技術士_衛生工学部門の廃棄物管理又は廃棄物処理又は廃棄物管理計画又は廃棄物・資源循環の資格保有者）を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせる。

(2) 乙は、成果品等の内容を確認・管理する照査技術者を配置するものとする。

(3) 乙は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、甲に提出し承諾を得るものとする。

(4) 本業務についての打合せ及び協議事項は、全て議事録を作成し、甲に提出するものとする。

２．関係法令等の遵守

本業務を実施するに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関連する法令、規格等を遵守するものとする。

一般廃棄物処理基本計画策定業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第 6 条 1 項：一般廃棄物処理計画」の規定に基づいて策定する。

なお、一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、環境省が平成 28 年 9 月に公表した「ごみ処理基本計画策定指針」を参考とする。

３．使用する主な図書及び法令、基準、指針

次に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守して本業務を実施する。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル
・その他甲が必要と認める図書等

４．中立性の義務と秘密保持

乙は、コンサルタントとして中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

５．書類の提出

本業務の着手及び完了にあたっては、次の書類を提出するものとする。

（1）着手時提出書類
　・着手届
　・工程表
　・管理技術者届

（2）完了時提出書類
　・完了届
　・納品書

６．関係官公庁等との協議

甲が関係官公庁等との協議を必要とする場合、乙は誠意をもってこれにあたるものとする。

７．業務内容の変更、停止

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。

ただし、甲が必要と認めた時は、業務の変更もしくは停止を命じることができる。この場合の変更については、甲、乙協議の上、契約金額を増減する。

８．資料の貸与等

本業務の遂行にあたり、甲は必要に応じて甲が所有している既存資料及び文献等を乙に貸与する。

乙は、資料の貸与を受ける場合には、そのリストを作成し甲に提出する。なお、貸与された資料は、業務完了時にすべて返却するものとする。

９．疑義の解釈

本仕様書に定める記載事項について疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項が生じた場合には、乙は甲と十分な打合せ及び協議を行い、業務の遂行に支障ないように努めるものとする。

１０．成果品の審査

乙は、業務完了時に甲の審査を受けなければならない。その結果訂正を指示されたものについては速やかに訂正しなければならない。

１１．引渡し

成果品の審査に合格後、成果品を一式納品し業務の完了とする。

第２編　特記仕様書

第１章　長期廃棄物処理方針の検討

本業務は、別途本業務内で実施する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」の策定業務の内容と関連して、甲における廃棄物処理施設の総合的な整備方針を検討、設定することを目的として実施するものである。

第１節　長期廃棄物処理方針等の検討

１．方針検討に係る諸条件の整理

一般廃棄物処理基本計画で設定した計画ごみ量及びし尿等の計画処理量に基づき、将来的に必要となる施設規模等を検討する。

その他、長期廃棄物処理方針等の検討に必要な諸条件を抽出、検討、整理する。

２．廃棄物処理に係るの施設整備パターン抽出

甲において想定される廃棄物処理に係る施設整備のパターンについて、複数案抽出する。

３．施設整備パターンの比較・検討

２．で抽出した施設整備パターン案それぞれについて、甲にとって最適な方針が検討可能な比較・評価項目を設定の上、各施設整備パターン案について比較・評価する。

第２節　長期廃棄物処理方針等の設定

１．整備方針の設定

第１節の検討結果を踏まえて、甲に適した施設整備パターン案を評価・選定し、甲の廃棄物処理施設整備方針としてとりまとめる。

２．施設整備に係る諸条件の設定

廃棄物処理施設整備方針に基づき、施設整備に係る必要な諸条件を整理する。

３．事業スケジュールの検討

設定した廃棄物処理施設整備方針について、施設整備の計画から工事、供用開始までの概略スケジュールについて検討する。

４．概算事業費の整理

設定した事業スケジュールに基づく概算事業費の整理を行う。

概算事業費の整理を行うにあたり、交付金適用の可否の検討を行い、交付金対象内外も併せて整理する。

５．今後の課題のまとめ

設定した施設整備方針において、今後解決すべき課題についてまとめる。

第３節　建設候補地の調査

１．建設候補地選定方法の検討

新たに施設を建設する建設候補地の選定方法を検討する。

２．建設候補地選定のための候補地抽出

１．で検討した選定方法において、新施設の候補地として検討すべき候補地を複数抽出する。

第２章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

本計画は、甲における一般廃棄物計画の根幹となる長期計画であり、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画）で構成する。本計画の策定内容を以下に示す。

なお、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、組合を構成する結城市、筑西市、桜川市の各市それぞれの内容について策定するものとし、構成市のごみ処理基本計画の内容を取りまとめて組合のごみ処理基本計画を策定するものとする。

第１節　計画策定の趣旨

（１）計画の背景と位置付け

計画策定の法的根拠や社会的背景、関連計画との関係について整理する。

（２）計画対象区域

計画対象区域は、筑西広域市町村圏事務組合（構成団体：結城市、筑西市、桜川市）の全域を対象とする。

（３）計画の目標年度

計画策定年より 10～15 年程度先とし、必要により中間年度を定める。

第２節　基本的事項の整理

１．地域概況

甲における地域の概況の現状把握のために、以下に示す既往資料の収集と整理を行う。

① 位置、地勢、気候

② 産業、土地利用状況

２．人口

甲の過去 10 年間程度の人口動態を把握する。また、将来人口について、甲の関連計画等も踏まえて、本計画の将来人口を設定する。

なお、生活排水処理基本計画との整合に留意する。

第３節　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ処理の現況把握

既往の資料に基づき、甲におけるごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

① ごみ発生量の実績

家庭系ごみ及び事業系ごみについて、過去５か年以上の実績により種類毎に発生量を把握し、整理・検討する。

② ごみの性状

ごみの種類の種類別の組成及び発熱量について、過去５か年以上の実績を把握し、整理する。

③ ごみ処理体制

ごみの発生排出抑制、資源化、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運営管理などを整理する。

④ ごみ処理の実績

発生したごみの収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について、過去５年間以上の実績を把握・整理する。

また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、過去５年間以上の実績を把握・整理する。

２．ごみ処理行政の動向等

（１）関係法令等

ごみ処理に関する法令、国や茨城県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画等の上位計画、環境保全に関する関連計画、構成団体等における計画等を整理する。

（２）ごみ処理行政等の動向

国と茨城県、構成団体におけるごみ処理行政の動向について整理する。また、上位計画及び甲の現計画等における廃棄物減量化目標を取りまとめる。

３．ごみ処理の課題

（１）ごみ発生量及び処理量の予測（現状すう勢）

甲における現状の施策を継続した場合の将来のごみ発生量（現状すう勢）を予測する。

（２）ごみ処理の評価

整理したごみ処理に関する実績及びごみ発生量の予測（現状すう勢）結果を基に、甲におけるごみ処理システムの現況について、甲の施策の進捗、効果も含めて評価する。

（３）課題の抽出

これまでの実績に対する評価、施策の取組み状況の評価に基づき、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などのごみ処理行政の課題、住民、事業者の果たすべき役割に関する課題について整理する。

４．ごみ処理基本計画の基本方針等

ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針を明らかにする。

・ごみ処理の基本理念

・ごみ処理の基本方針

５．ごみ処理基本計画

（１）減量化・資源化目標の設定

計画目標年度におけるごみの減量化や資源化の数値目標（1 人 1 日あたりのごみ発生量、資源化率、最終処分率等）を設定する。

（２）ごみ処理の施策

① 減量及び資源化、適正処理に関する施策の検討

ごみの減量化や資源化の目標を達成するための施策を検討する。検討にあたっては、各主体（甲、住民、事業者）の取組みについても明らかにする。

② 食品ロス関連施策の検討

食品ロスの削減の推進に関する法律等の規定や、国・県の上位計画に基づき、食品ロス削減推進の施策を検討する。

③ プラスチック資源循環関連施策の検討

プラスチック資源循環戦略や、国・県の上位計画に基づき、プラスチック資源循環推進の施策を検討する。また、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容と実施時期を検討する。

④ 分別収集ごみの種類及び分別の区分

減量化・資源化目標達成のために必要な分別区分について検討する。

なお、家庭、事業所から排出される段階で再生利用に配慮した区分で分別収集できるよう分別区分等を検討する。

（３）ごみ発生量及び処理量の予測（計画ごみ量）

上記の各種施策を実施した場合の将来の計画目標年度に至るまでのごみの発生量、処理量及び資源化量の排出量の見込み等を推計する。

（４）ごみ処理計画の策定

ごみ処理計画は、計画の内容を現行の処理計画の内容を踏まえ、計画目標年度に至るまでの各処理処分等の方法に関して、①発生・排出抑制計画、②資源化計画、③収集・運搬計画、④中間処理計画、⑤最終処分計画及び⑥廃棄物処理施設の整備に関する事項について定める。

（５）その他関連事項

① 推進体制とスケジュール

本計画で定めた施策の推進体制と、短期（おおむね 5 年後）、中長期（おおむね 10～15 年後）の実施スケジュールを明らかにする。

② 進行管理

本計画の進行管理には PDCA サイクルを導入することとし、Plan（計画の策定）、Do（実

行)、Check（評価)、Act（見直し）の各段階の行動内容を明らかにする。

６．構成市との策定委員会支援

甲は、構成市及び甲全体の一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定にあたって、構成市との策定委員会の開催（5 回程度）を想定している。

乙は、策定委員会等の開催に必要な計画の立案、実施に対して支援するものとする。策定委員会の支援としては、資料作成支援、策定委員会への出席、議事説明及び質疑事項回答支援、議事録の作成支援を行うものとする。

第３章　一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の策定

本計画は、甲における一般廃棄物計画の根幹となる長期計画であり、生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成する。本計画の策定内容を以下に示す。

なお、一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）は、組合を構成する結城市、筑西市、桜川市のうち、結城市及び筑西市の各市それぞれの内容について策定するものとし、構成市の生活排水処理基本計画の内容を取りまとめて組合の生活排水処理基本計画を策定するものとする。

第１節　計画策定の趣旨

（１）計画の背景と位置付け

計画策定の法的根拠や社会的背景、関連計画との関係について整理する。

（２）計画対象区域

計画対象区域は、筑西広域市町村圏事務組合構成団体の結城市、筑西市の全域を対象とする。

（３）計画の目標年度

計画策定年より 10～15 年程度先とし、必要により中間年度を定める。

第２節　基本的事項の整理

１．地域概況

甲における地域の概況の現状把握のために、以下に示す既往資料の収集と整理を行う。

① 位置、地勢、気候

② 産業、土地利用状況

２．人口

甲の過去 10 年間程度の人口動態を把握する。また、将来人口について、甲の関連計画等も踏まえて、本計画の将来人口を設定する。

なお、ごみ処理基本計画との整合に留意する。

第３節　生活排水処理基本計画

１．生活排水処理の現状

（１）生活排水処理の現況把握

既往の資料に基づき、甲における生活排水の処理、し尿等の収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

① 生活排水処理体系

甲における生活排水処理体系について整理する。

② 生活排水処理形態別人口

甲における生活排水処理形態別人口について、形態別に過去５か年以上の実績を把握し、整理する。

③ 生活排水処理体制

生活排水の処理、し尿等処理に関する、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運営管理などを整理する。

④ 生活排水処理の実績

し尿等の収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について、過去５年間以上の実績を把握・整理する。

また、し尿等の処理に係る財政及び処理コストについて、過去５年間以上の実績を把握・整理する。

２．生活排水処理行政の動向等

（１）関係法令等

生活排水処理に関する法令、国や茨城県の生活排水処理に関する基本方針や基本計画等の上位計画、環境保全に関する関連計画、構成団体等における計画等を整理する。

（２）生活排水処理行政等の動向

国と茨城県、構成団体における生活排水処理行政の動向について整理する。

３．生活排水処理の課題

（１）生活排水処理の評価

生活排水処理に関する実績及びし尿等搬入量を基に、甲における生活排水処理システムの現況について、甲の施策の進捗、効果も含めて評価する。

（２）課題の抽出

これまでの実績に対する評価、施策の取組み状況の評価に基づき、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、し尿等処理経費などの生活排水処理行政の課題、住民、事業者の果たすべき役割に関する課題について整理する。

４．生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本理念、基本方針を明らかにする。

・生活排水処理の基本理念
・生活排水処理の基本方針

５．生活排水処理基本計画

（１）生活排水処理に関する目標の設定

計画目標年度における生活排水処理に関する数値目標を設定する。

（２）生活排水処理の施策

構成団体等の計画を踏まえて、生活排水処理に関する数値目標及び生活排水処理に関する計画を実現するために講ずべき施策について検討する。

（３）生活排水処理形態別人口の予測

過去の実績及び構成団体等の計画を踏まえて、生活排水処理形態別人口を推計する。

（４）し尿等の計画処理量の予測

し尿等の収集の実績や生活排水処理形態別人口の予測結果を踏まえて、計画目標年度までの計画処理量を推計する。

（５）生活排水処理計画の策定

生活排水処理計画は、計画の内容を現行の処理計画の内容を踏まえ、計画目標年度に至るまでの各処理処分の方法に関して、①収集・運搬計画、②中間処理計画（資源化計画含む)、③最終処分計画及び④廃棄物処理施設の整備に関する事項について定める。

（６）その他関連事項

① 推進体制とスケジュール

本計画で定めた施策の推進体制と、短期（おおむね 5 年後)、中長期（おおむね 10～15 年後）の実施スケジュールを明らかにする。

② 進行管理

本計画の進行管理には PDCA サイクルを導入することとし、Plan (計画の策定)、Do (実行)、Check（評価)、Act（見直し）の各段階の行動内容を明らかにする。

第４章　循環型社会形成推進地域計画の策定

一般廃棄物（ごみ、生活排水）処理基本計画の検討結果を踏まえて、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を策定する。

地域計画の策定にあたっては、最新の「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（環境省）に基づき、以下の内容とする。

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

（２）計画期間

計画期間は５年を目安に設定する。ただし、計画期間が５年では妥当でないと判断される場合は、７年程度を限度として設定する。

（３）基本的な方向

３Ｒの促進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物の発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して記載する。

（４）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

広域化・集約化の達成年度などの具体的な目標、地域計画上の施設整備の広域化・集約化における位置づけ、地域の特性等による広域化・集約化が困難な理由等を記載する。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及びプラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な方針に基づき、プラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方の分別収集と再商品化について記載する。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

甲における過去５年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理する。

（２）生活排水の処理の現状

甲における過去５年以上の生活排水の処理人口、排出量、処理・処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理する。

（３）一般廃棄物等の処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量、その他の指標に関する目標値を設定する。

（４）生活排水の処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における処理形態別人口、排出量の指標に関する目標値を設定する。

３．施策の内容

（１）発生抑制、再使用の推進

基本的な方向に従って、廃棄物処理の有料化、環境教育・普及啓発、マイバック運動・レジ袋対策・簡易包装など、地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについて検討・整理する。

（２）処理体制

生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、及び生活排水の処理体制について、分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、生活排水の処理対策等に関する事項について検討・整理する。

（３）処理施設等の整備

基本的方向に従って、再生利用促進のための施設、熱回収等のための施設、適正な最終処分のための施設、収集運搬の最適化のための施設、し尿処理のための施設、浄化槽整備のうち、整備が必要となる施設について、施設の種類、処理能力、設置予定地、事業期間、事業費について検討・整理する。

（４）施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関して必要となる土地・地盤・地下水等の調査、周辺環境調査、測量、計画、設計、施工監理等の計画支援事業の内容と費用について検討・整理する。

（５）その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策、地域住民との協働・助成などの事項、不法投棄対策に関する事項、災害時の廃棄物処理に関する事項等について検討・整理する。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理する。

（２）事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理する。

５．添付資料

地域計画に、添付が必要な資料について取りまとめる。

具体的には、今後予定する交付金事業に関する施設概要や計画支援に関して、現時点で可能な範囲の整備内容について既存資料を基に設定する。

なお、地域計画に必要な添付資料については、次の事項を参考にし、承認にあたり国または県から別途資料を求められた時は甲に協力し、完備できるよう努める。

（１）対象地域図

（２）計画開始前過去５年程度から目標年度までの各年度ごとのトレンドグラフ

（３）対象地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）

（４）現有廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（新設がある場合は新設も含む）

（５）国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

（６）様式１　循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表１

（７）様式２　循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表２

（８）参考資料様式（該当するもの）

（９）その他参考資料等、必要な書類